

厚南エリア防災公園整備事業
設計・施工一貫プロポーザル要求水準書

令和6年11月

宇部市

総合政策部 政策企画課

1. 意義

本要求水準書は、「厚南エリア防災公園整備事業（以下「本事業」という。）」のプロポーザル参加者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

プロポーザルに参加することが認められた者は、本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で、本事業に関する提案を行うことができる。また、本事業の受託者は、本件事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

2. 事業コンセプト

（1）背景

毎年のように起こる集中豪雨や台風など、自然災害の脅威は年々高まっており、災害への備えが重要となっている中、本市の厚東川以西の厚南エリアは、過去に甚大な浸水被害が発生した経緯や地形的な脆弱さがあるため、地元の方から「防災機能を高めて欲しい」という要望が出ていた。

一方で、このエリアは市内の他地域と比べて人口減少率が低く、子どもの割合も高いことから、「子どもたちが遊べる広場を整備して欲しい」という要望もあった。

そこで、令和4年11月に地区の代表者や市の関係課で検討会を立ち上げ、協議を重ねた結果、現在の厚南体育広場の一部に防災設備と遊具を備えた防災公園を整備することとなった。

（2）目的

厚南エリアの防災力の強化とあわせて地域の憩いの場を創出し、安心安全で快適に暮らせるまちづくりを推進することを目標に、本市ではじめてとなる防災公園を整備する。

具体的には、災害時に周辺住民等が一時的な待避を行える場として防災倉庫などを備える。また、平時においては子どもたちが遊べる遊具を備え、その保護者や地域の人も気軽に集える憩いの場を創出するとともに、防災学習や啓発が行える設備も備え、誰もが災害対策について学べる場とすることで、地域住民の防災意識の向上につなげる。

3. 事業内容

ア 公園及び公園施設の実施設設計（詳細図面の作成、構造計算を含む）

※公園施設とは、遊具、園路、芝生広場、植栽等を含む。

イ 公園の建設工事及び公園施設の製作設置工事

ウ 防災倉庫設置工事

エ 屋根付き休憩施設（防災テント及び収納縁台を含む）設置工事

オ ベンチ等休憩施設設置工事（かまどベンチ等を含む）

カ 照明設置工事

- キ 各種サイン（各施設の説明、防災啓発）設置工事
ク 上記の施設設置に伴う整地工事（必要に応じて）
※基礎工事、運搬費用を含む。
※施設設置に伴う建築確認申請費用及び手続きを含む。
※総事業価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

4. 要求水準

（１）目的物に関する事項

ア 設置箇所

宇部市厚南中央五丁目地内【7. 参考資料参照】

○事業用地の概要

- ・厚南体育広場敷地（20,070 m²）の一部に防災公園を整備
- ・防災公園想定面積（駐車場増設面積含む）約 3,500 m²のうち、施設整備想定面積は約 2,100 m²
- ・施設整備想定面積は災害時の浸水対策として土地を約 1 m 嵩上げ済み
- ・駐車場及びトイレは既存の厚南体育広場の施設を共用で利用
- ・夜間照明は厚南体育広場に既設設備なし
- ・宇部西消防署が隣接しており建替工事を実施中

イ 遊具の対象年齢

幼児用：3～6歳、児童用：6歳～12歳

ウ 設置施設

- ・防災倉庫
※防災機能を備えた休憩施設の備品等を収納できる大きさ 1棟以上
- ・屋根付き休憩施設（遊具配置に合わせて適宜配置）
※防災機能を備えたものを1基以上
- ・ベンチ等休憩施設（遊具配置に合わせて適宜配置）
※防災機能を備えたものを2基以上（例：かまどベンチ、収納縁台）
※30人以上が利用できる基数
- ・非常時に使用できる充電機能（太陽光発電等）を備えた照明施設（適宜配置）
- ・水飲み用水栓、手足洗い水栓、散水栓（いずれも、自動停止機能付き）
- ・各施設の説明サイン（配置に合わせて適宜配置）
- ・防災啓発サイン
※宇部市ハザードマップに示される周辺エリアの浸水深や土砂災害警戒区域、緊急避難場所等に加え、天気の変遷（ゲリラ豪雨や雷）対策など、防災意識を高めることができる表示板等（遊具や舗装を含む設備での啓発サイン

も可)

- ・児童用中型又は大型複合遊具 1 基以上（対象年齢に合わせて適宜配置）

※追加設置する遊具は小型複合遊具も可

- ・幼児用複合遊具 1 基以上（対象年齢に合わせて適宜配置）
- ・幼児用単独遊具 1 基以上（対象年齢に合わせて適宜配置）

エ 設計指針

- ・一時的な待避場所として、当該施設利用者の一時帰宅困難者や周辺住民を収容できること。
- ・収容（受入れ）想定人数は500人規模とし、臨時的な待避スペースを確保できること。
- ・防災倉庫は、待避スペースを確保するための防災テント等の保管に十分な規模を有し、夜間・悪天候時の利用を考慮したものとする。
- ・防災学習や啓発が行える設備も備え、遊びながら災害対策について学べる場とすること（防災啓発サインを巡るような仕掛け）。
- ・「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」（平成26年6月国土交通省）及び、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（改訂第2版）（令和4年3月国土交通省）の基準を満たすこと。
- ・遊具は、「都市公園の遊具の安全確認に関する指針（改定第2版）」（平成26年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（（社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。
- ・子どもが長く留まる場所（特に、幼児用遊具周辺）での日除け・熱中症予防対策や気温・天候に左右されにくい遊具の素材、配置等を考慮すること。
- ・屋根付き休憩施設は、子どもの遊びを見守る事の出来る箇所に設置すること。
- ・屋根付き休憩施設の下にはベンチ等の施設を設置すること。
- ・複合遊具の幼児・児童対象エリアを区分すること。
- ・誰もが一緒に楽しめるインクルーシブ遊具を設置すること。
- ・遊具周辺は安全性を考慮した被覆（ゴムチップ舗装等）を行うこと。
- ・各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示す表記をすること。
- ・遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ・維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ・各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること。
- ・遊具等設置に伴い必要となる整備事業等がある場合は、総工事価格の中で、対応すること。
- ・植栽等の配置について、「宇部市樹木管理指針」（特に、緑陰形成機能の活用）

に基づき計画すること。

- ・公園内（嵩上げ面）には、管理車両（2 t 車）が入れる斜路（スロープ）を設置すること。
- ・公園内（嵩上げ面以外）に普通車用 12 台（障害者用 1 台以上含む）以上の駐車枠を整備すること。（7. 参考資料参照）

（2）事業上限額

150,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※確定は、市の令和7年度予算の議決後とする。

※事業費内訳書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって提案価格とするので、参加申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった提案事業費（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を事業費内訳書（様式6）に記載すること。

5. 提案を求める範囲

（1）目的物のデザイン・構造形式・機能

「4. 要求水準」の「（1）目的物に関する事項」を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン（完成予想図）、構造形式、機能についての提案を求める。

（2）維持管理を容易・経済的にするための工夫

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。

（3）「4. 要求水準」の「（2）事業上限額」の範囲内で事業者のノウハウや創意工夫を生かした積極的な提案を強く期待するもの。

6. 施工条件

（1）工期

契約締結日から令和8年2月27日（金曜日）まで

（2）施工時間帯

8時30分から17時まで（土曜日、日曜日を除く）

（3）受託者は契約後30日以内に実施設計を完了させ、その内容（構造計算を含む。）について発注者の承諾を得た上で現場施工に着手すること。

（4）受託者は土木工事の施工に当たっては、公告日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」、「山口県土木工事施工管理基準」、「公園緑地工事施工管理基準」及び「宇部市工事執行規則」等に基づき履行すること。

- (5) 工事の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うこと。
- (6) 受託者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。
- (7) 工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他）に整理し、工程の過程が容易に把握出来るようにすること。
- (8) 土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。
- (9) 遊具等の製作工場における品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。
- (10) 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
- (11) 工事に伴い、周辺の既施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。
- (12) 同時期に隣接する宇部西消防署の建替工事の計画があり、資材搬入ルート等、輻輳する場合があるため、受託者間で調整すること。

7. 参考資料

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 施設平面図
- (4) ボーリングデータ

※プロポーザルに参加する事が認められた者には上記図面の他、詳細図面のCADデータ（JWW形式）を提供する。